

第283回奄美大島海区漁業調整委員会

議 事 錄

1 日程等

- (1) 日 時 令和7年8月26日（火） 15：00～16：00
- (2) 場 所 大島支庁本館4階 大会議室
- (3) 出席者 別添「出席者名簿」のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 漁業権の免許及び変更等について（諮問）
→原案のとおり承認する旨決定
- (2) 知事許可漁業に係る制限措置等について（諮問）
→議事、取下げ
- (3) 奄美大島海区漁業調整委員会指示第7-1号に基づくソディカ旗流し漁業に
係る対応方針について（協議）
→原案のとおり承認する旨決定
- (4) くろまぐろに関するR7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更
について（報告）
- (5) 全国海区漁業調整委員会連合会総会結果について（報告）

令和7年8月26日15時00分開会

【開会】

山之内事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただ今から第283回奄美大島海区漁業調整委員会を開催いたします。</p> <p>なお本日は、委員10名全員の出席をいただいており、奄美大島海区漁業調整委員会事務規程第7条第1項の規定により定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたします。</p> <p>では、早速議事に入りますが、議事を進めるにあたり、委員の皆様が発言される場合は挙手していただき、会長から名前を呼ばれてから発言していただくようお願ひいたします。</p> <p>それでは、茂野会長から御挨拶と、併せまして議事の進行をお願いいたします。</p>
茂野会長	<p>皆さん、本日は暑い中、本日は委員全員の出席をいただきありがとうございます。</p> <p>議事に入りますが、今回の議事録署名者を山下委員と柳原委員にお願いをしたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし
茂野会長	<p>それでは、山下委員と柳原委員にお願いします。</p> <p>また会長が委員として意見を述べるときは、会長代行を奥田委員とすることでご了承をお願いいたします。</p>

【議事1 漁業権の免許及び変更等について（諮問）】

茂野会長	<p>それでは議事1「漁業権の免許及び変更等について」を議題といたします。</p> <p>本件は諮問事項となっております。</p> <p>それでは、議事提出者の県から説明をお願いします。</p>
小路口技術主査	<p>水産振興課漁業調整係の小路口でございます。</p>

資料1をご覧ください。

「議事1 漁業権の免許及び変更等について」です。

本議事は諮問文ですので、諮問文を読み上げさせていただきます。1ページをご覧ください。

【諮問文読み上げ】

おさらいとなりますが、漁業権の免許までの流れとして、初めに海区漁場計画を漁業調整委員会に諮問の上、作成また変更し、その後、公示し、申請を受け付けます。その後、改めて海区漁業調整委員会に諮問し、免許という流れとなります。

本日は5月7日に開催された当委員会において、海区漁場計画の変更について諮問しましたが、本日は漁業権の免許または漁業権の変更についての諮問となります。前回の海区委員会の説明と一部重複するところがありますので、ご了承いただければと思います。

3ページをお開きください。

まず、「1.漁業権の免許及び変更の申請について」2件ございます。(1)漁業権の免許、大特区魚第33号、こちらはクロマグロ天然種苗の区画漁業権免許になります。既存の人工種苗区画へのかぶせ免許ということで、瀬戸内漁協から申請がありました。

(2)漁業権の変更、こちらは大特区魚第16号、スギ養殖です。新しい養殖魚に対応する漁業権の変更で、こちらも瀬戸内漁協から申請がありました。

内容は別添免許内容のとおり、4~5ページに、免許内容を添付しておりますのでお目通しください。

こちらは前回委員会で諮問した海区漁場計画の内容と同じです。

6ページは漁業権連絡図、いわゆる漁場図です。こちらも添付

しておりますので、ご確認ください。

続きまして 3 ページに戻っていただき、「2. 免許の要件について」ということで、漁業権の免許を行うにあたって 2 つの要件がございます。1 つが (1) 免許についての適格性ということで、こちら漁業法で規定されているもので、関係地区こちらは瀬戸内町になりますが、関係地区において、年間 90 日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯のうち組合員の割合が 3 分の 2 以上ある者に免許することになっています。

鹿児島県においては、ほとんどその地区に居住される漁業者は組合員であり、260 名中 260 名の方が 100% 漁協に所属しているということで、適格性を有していることになります。

続きまして、(2) 漁業権の取得または免許及び変更に係る議会決議状況で、こちらは水産業協同組合法に基づく規定となっています。漁業権の取得または変更は特別議決事項で、総会が 6 月に開催され、総会の出席状況 117 名の正組合員のうち、91 名の出席があり、総会は成立し、議決の状況は 91 名中 91 名が賛成で、決議がなされているので、この 2 点により免許の要件を満たしています。

続いて「3. 条件の変更について」で、今回、漁業権の免許を行うにあたり、1 の (1) の、既存漁業のかぶせ免許ということで、そのまま免許すると、生け簀の台数が増えてしまうので、条件を変更し、もともと人工種苗の条件である 180 台で調整するように条件を変更いたします。

今回、天然種苗 83 台を免許しますので、180 台から 83 台を引いて人工種苗の区画を 97 台という条件に変更をしたいと思います。

「4. 今後のスケジュール」について、本日、妥当との答申が得られれば、10 月 1 日から漁業権の免許または変更に係る手続きを進めています。

同様に漁港兼行使規則があり、この行使規則に基づいて、組合員に行使していただきますので、同じタイミングで認可の手続きを進めています。漁業権に関することは、漁業法関係、法令に基づいて手続きがありますので、7 ページ以降は参考として、根拠となる条文を添付しております。お目通しいただければと思います。

説明は以上です。

茂野会長	説明が終わりましたが、ご意見はありますでしょうか。
阿多委員	スギの養殖は何年か前に沖縄で大変盛んに行われていたが、近頃下火になってきているように感じられる。奄美でもスギの養殖をするということは取引先があるからということなのか。勉強のために教えていただきたい。
小路口技術主査	瀬戸内漁協でスギ養殖をされているのは、報道でもありますとおりマルハニチロになります。スギ養殖を本格化して、生産量を増やしていくということで、大手であり販路は持っているのだろうと思います。私は一昨年まで東京におきましたが、関東のスーパーで、黒カンパチという名前で刺身も並んでいたので、おそらく沖縄から流れてきたもので、独自の販路があるのではないかと思っています。当然さらに生産量を増やすとなると、色々な販路をさらに確保していく必要があると思います。県としては漁場が行使できているか、有効に活用されているかという視点で、その点を踏まえて、バックアップしていきたいと考えています。
茂野会長	温暖化で水温も上がっているが、スギは高水温に強い。そういったことも関係していると思う。
茂野会長	他に質疑はないでしょうか。
各委員	意見なし
茂野会長	それでは質疑もないようですので、議事1については原案のとおり定めることを適当とする旨、答申してよろしいでしょうか。
各員	異議なし
茂野会長	ご異議もないようですので、議事1については、原案のとおり答申することとして決定をいたします。

【議事3 奄美大島海区漁業調整委員会指示第7-1号に基づくソディカ旗流し漁業に係る対応方針について（協議）】

茂野会長	<p>それでは議事3「奄美大島海区漁業調整委員会指示第7-1号に基づくソディカ旗流し漁業に係る対応方針について」を議題といたします。</p> <p>この件は協議事項となっております。それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
内藤書記	<p>それでは、議事3について、説明いたします。資料3をご覧ください。</p> <p>1ページをご覧ください。奄美大島海区漁業調整委員会指示第7-1号4において、ソディカ旗流し漁業で使用する漁具の制限を行っているところです。今回の協議内容はこの漁具の制限に対する違反者へ対応方針についてとなっています。</p> <p>2ページをお開きください。1の現状についてですが、令和6年度の鹿児島県による喜界島早町漁港での立入検査で漁具制限に対する違反者が現認されている状況です。</p> <p>そのことに対して委員会指示の実効性を高めるため令和7年5月7日の委員会において有効期間を2年間としたところです。</p> <p>現在のところ、罰則が適用されるまでは有効期間内に3回の違反の確認が必要となっております。流れとしては、1回目の違反で委員会からの指導文書発出、2回目の違反で委員会から知事へ指示に従うべきことを命じる旨の申請を行い、知事は違反者に対して裏付命令を発出します。そして3回目の違反ではじめて罰則の適用となる、いわゆるスリーアウト制となっています。</p> <p>委員会指示の実効性をより高めるための対応として委員会から違反者への指導文書発出を省略し、1回目の違反の確認から裏付け命令を発出できるように対応方針を策定したいと考えております。</p> <p>このことについては管内各漁協に所属するソディカ旗流し漁業者に対して、浜回りによる説明会を実施しております。詳細については次のページにて説明いたしますが、指導文書を省略することに対する反対意見はありませんでした。主な意見としては、効果的な取締方法、沖縄船の委員会指示遵守の徹底がありました。</p> <p>それでは3ページをご覧ください。こちらは浜回り時の説明資料になります。前回の委員会でお配りした資料と同じになります。</p>

	<p>す。4ページをお開きください。浜回り実施結果になります。漁協毎の開催日と参加人数を記載しております。横線の漁協については、旗流し漁業者がいないところです。指導文書の省略に対する反対意見はすべての漁協においてありませんでした。</p> <p>漁業者からの意見として、実際の取締方法、取締体制の整備、違反者への対応などの効果的な取締方法についてと、沖縄船が出港する時に本数確認を行うことができないのかと。沖縄船の指示遵守を求める声がありました。また、抑止力をより高めるための周知方法の工夫を求める意見もありました。</p> <p>この浜回りでの漁業者からの意見については県の漁業調整係と共有しております。効果的な取締方法と沖縄船の指示遵守の徹底等については引き続き沖縄県を含めて協議をしていきます。</p> <p>5ページをご覧ください。</p> <p>こちらが実際の対応方針（案）となります。文面を読み上げます。</p> <p style="text-align: center;">～対応方針（案）読み上げ～</p> <p>このようにしたいと考えております。</p> <p>この対応方針については、委員会で承認を得られれば、県のHPへの公表、県内各漁協並びに沖縄県へ周知を行っていきたいと考えております。</p> <p>6ページをご覧ください。こちらは知事への命ずべき旨の申請案となります。お目通しください。</p> <p>7, 8ページについては、関係法令となっております。</p> <p>説明については以上です。</p> <p>茂野会長 説明が終わりましたが、ご意見やご質問はございませんでしょうか。</p> <p>阿多委員 この前の浜回りでいろいろと意見を述べたが、その際に漁協でもいろいろな意見がでたが、裏付け命令を出した後に行行政指導を行うということであったが、まずは沖縄県に対して鹿児島県からの指導ができるのか。できるとして効き目があるのか。実効性についてお聞きしたい。</p>
--	--

加治屋事務局次長	奄美で操業しているのを見かけた場合には積極的に話をさせていただきます。それに加えて、今まで行っていますが、沖縄県の漁業調整委員会と連携しながら、指示を守るように伝えていく対応をとりたいと考えています。
阿多委員	沖合で操業したとき、違反というのは港に入って旗数が数えられれば違反とすぐに分かるが、海上での操業に関しては、旗を追つていけばわかるが、沖合での対応はどのようなものになるか。
加治屋事務局次長	県には漁業指導取締船が2隻あります。時期になれば船の派遣を検討したいと考えています。
阿多委員	沖合での操業に対しても同じく1回目の違反で命令し、2回目で罰則という流れになるのか。
加治屋事務局次長	仰るとおり、1回目の違反で裏付け命令を発出し、2回目の違反で裏付け命令違反で罰則の適用となります。
阿多委員	強固な対策をお願いします。
小路口技術主査	補足になりますが、今回委員会指示を遵守してもらうための対応方針を策定しているところ、沖縄県でも1回目の違反で裏付け命令を発出できるように、沖縄県と共同で取り組んでいます。実効性のお話もありましたが、鹿児島県は奄美大島海区で、沖縄県は沖縄海区で、それぞれの漁業調整委員会指示を基に対応し、連携を図っていきます。今後、課題やこの方針が及ばないところが出てくると思いますが、事例を積み重ねて次のステップにいけるよう頑張っていきますので、引き続きご意見をよろしくお願いします。
茂野会長	沖縄海区と足並みを揃えてしていくことで分かりました。他に質疑はございますでしょうか。
各委員	意見なし
茂野会長	それでは、質疑もないようですので議事3については原案のと

	おり承認することとしてよろしいでしょうか。
各委員	異議なし
茂野会長	ご異議もないようですので、議事3についてはそのように決定いたします。

【議事4 くろまぐろに関するR7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）】

茂野会長	<p>それでは議事4「くろまぐろに関するR7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について」を議題といたします。</p> <p>この件は、報告事項となっています。それでは、議事提出者である県から説明をお願いします。</p>
吉田水産技師	<p>「くろまぐろに関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について」説明します。資料4をご用意ください。</p> <p>今回は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までを期間とする令和7管理年度において、国からの追加配分を受けて、本県くろまぐろ漁業の各管理区分に配分いたしましたので、その報告となります。</p> <p>各管理区分への配分は県資源管理方針に準じて行っており、今管理年度につきましては、令和5管理年度の漁獲実績を元に各管理区分ごとに配分しております。</p> <p>2の配分結果をご覧ください。まず、小型魚についてです。</p> <p>小型魚の配分比率は定置漁業対その他くろまぐろ漁業が74対26となっています。</p> <p>小型魚は12.3トンの追加となり、上半期の漁獲可能量に、定置漁業に8.4トン、その他くろまぐろ漁業に2.9トンの追加となりました。</p> <p>変更後の漁獲可能量は定置漁業上半期が14.4トンとなり、下半期をあわせると定置漁業全体で35.9トン。その他くろまぐろ漁業が上半期4.9トンとなり、下半期全体でその他漁業全体で12.6トン。ここに県留保枠5.1トンを合わせて全体で53.6トンとなりました。</p> <p>続いて大型魚です。2ページをお開きください。大型魚は今回5.1トンの追加となり、定置漁業に2.8トン、その他くろまぐろ漁業に1.8トンの追加となりました。</p> <p>変更後の漁獲可能量は、定置漁業が19.8トン、その他くろまぐろ漁業が12.6トンで、県留保枠3.5トンを合わせて合計で35.9トンとなりました。</p> <p>今回の変更については、6月10日付けの県公報により告示済みです。</p>

	<p>なお、小型魚における上半期のすべての漁業は4月19日より採捕停止となっていたところですが、今回の変更に伴い6月13日より採捕停止命令は解除されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
茂野会長	<p>説明が終わりましたが、ご意見やご質問はございませんでしょうか。</p>
阿多委員	<p>今年、沖縄地区、奄美地区の一本釣りのクロマグロはおおよそ終わったと思うが、この枠は今年度の枠ということか。</p>
吉田水産技師	<p>枠の話についてですが、小型魚、その他については、現状消化率が76.6%で来年3月末までの漁獲可能量は2.9トンです。そして、来年4月1日からはこの枠が新しい枠になるということです。</p>
阿多委員	<p>来年度の枠はまだきていないということか。</p>
吉田水産技師	<p>来年度の枠はあまり変わらないと思われます。</p>
鳥居委員	<p>先ほど阿多委員から与論町漁協でのクロマグロの漁獲について話があったが、皆さんいかがだったでしょうか。</p>
茂野会長	<p>瀬戸内でもとれている。今年はクロマグロが意外と揚がっている。</p> <p>また、漁の期間でクロマグロが獲れている時に枠が変わったと報告があれば助かる。時期がずれてからだと釣れないときという状況である。もう少し、早く教えてほしい。</p>
茂野会長	<p>他に質問はございませんでしょうか。</p>
各員	<p>意見なし</p>
茂野会長	<p>質疑もないようですので、議事4についてはこれで終了いたします。</p>

【議事5 全国海区漁業調整委員会連合会総会結果について（報告）】

茂野会長	<p>次に議事5「全国海区漁業調整委員会連合会総会結果について」を議題といたします。</p> <p>この件は、報告事項となっています。</p> <p>それでは、議事提出者である事務局から説明をお願いします。</p>
内藤書記	<p>それでは、議事5について御説明いたします。資料5を御覧ください。</p> <p>本議事は、今年5月に開催された全国海区漁業調整委員会連合会の総会で承認された全国海区漁業調整委員会連合会による令和7年度の国の関係省庁への要望活動について令和7年7月23日に実施をしたとのことで、要望書及び要望に対する国からの回答内容について全漁調より情報共有がありましたので、報告させていただきます。</p> <p>まず、資料5の1ページから27ページが要望書関係になります。2ページから3ページが要望項目及び要望先の一覧、4ページから27ページが要望書になります。</p> <p>昨年度の当海区委員会で議論をした要望事項に関する部分については、枠で囲っておりますので、内容についてはお目通しをいただければと思います。</p> <p>次に、29ページから63ページが全漁調による要望に対する関係省庁からの回答になります。</p> <p>昨年度、当委員会において九州ブロック会議への提出議題として御議論いただきました事項に関するものについては枠で囲っておりますのでこちらについても、お目通しをいただきければと思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
茂野会長	説明が終わりましたが、ご意見やご質問はございませんでしょうか。
各委員	意見なし
茂野委員	それでは、質疑もないようですので、議事5についてはこれで終了いたします。

【その他・閉会】

茂野会長	次に「その他」ということで、その他、事務局や委員の方から何かございませんか。
山之内事務局長	取下げた議事2については、次回の議事として提出させていただきます。早急に次回の日程については調整し開催したいと思います。
茂野会長	特にないようですので、以上で、本日予定されておりましたすべての議事を終了します。 議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。

議事録署名

会長

茂野拓真

委員

山下安富

委員

柳原重臣